

瑞穂運動場充電設備設置のモデル事業における協定書

名古屋市（以下「市」という。）、株式会社瑞穂LOOP-PFI（以下「PFI 事業者」という。）、〇〇株式会社（以下「事業者」という。）は、三者の連携による取組について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、名古屋市内の電気自動車・プラグインハイブリッド車の普及促進を図るために、瑞穂運動場において充電設備設置モデル事業を行い、公共施設への充電設備普及についての課題や解決方法を整理することを目的とする。

（連携事項）

第2条 市、PFI 事業者及び事業者は前条に掲げる目的を達成するため、瑞穂運動場への充電設備設置モデル事業に関することについて連携する。

2 前項に定める内容や役割分担等の具体的詳細は、「瑞穂運動場充電設備設置のモデル事業公募要項」及び「瑞穂運動場充電設備設置のモデル事業に関する仕様書」（以下、「公募要項等」という）に定める通りとするが、業務遂行上必要と認められるもので公募要項等がない事項が生じた場合は三者で協議の上、別途定めるものとする。

（協定の変更及び解除）

第3条 本協定に基づき設置する普通充電設備は、別途取り決められた普通充電設備の利用開始日から8年間運用ができるよう、市、PFI 事業者及び事業者が協力して調整を行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、市、PFI 事業者又は事業者が本協定の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、合意により本協定を変更又は解除することができる。

（秘密保持）

第4条 市、PFI 事業者及び事業者は、協力事項の検討、実施により知り得た相手方（以下「開示者」という。）の秘密情報（開示者が秘密である旨を明示して開示した情報）を、開示者の書面による事前承諾なしに、第三者（事業者の関係会社を除く。）に開示・漏洩又は本協定に定める以外の目的のために使用してはならない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本事業において、瑞穂運動場へ設置した最後の充電設備の運用開始から8年間が経過した年度の末日までとする。

(協議事項)

第 6 条 本協定について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項が生じた場合は、誠意をもって協議を行い解決する。

本協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、市、PFI 事業者及び事業者が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

市 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市
名古屋市長 河村 たかし

PFI 事業者 名古屋市〇〇区～
株式会社瑞穂 L O O P - P F I
代表取締役 〇〇 〇〇

事業者 〇〇県〇〇市〇〇～
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇